

第二章 電気通信事業サービス提供に係る事業者相互間の契約関係

第一節 ネットワーク構築に係る事業者間契約

1. ネットワークの構築

電気通信サービスには、電気通信回線設備を他人の通信の用に供してその通信を媒介するタイプのものと、自分では電気通信回線設備を持たずに他社の設備の上に乗っかる形でサービスを提供するタイプのものと二種類存在する。我が国においては、後者の方が圧倒的に数が多いのだが、これら回線非設置事業者もどこかしらの電気通信事業者の電気通信回線設備の利用を伴ってサービスを提供している。これら電気通信回線設備を電気通信サービス提供のために整えることを「ネットワークの構築」と呼ぶ。ある電気通信事業者一社がネットワークを全部構築してその中で閉じた形でサービスを提供するのなら他事業者との間で契約を結ぶ必要はない。1985年までの電電公社は国内通信を独占していたから、他事業者と無関係に発信から着信までサービスの全てを提供する存在であった。現在ではNTT 東西を含め多くの電気通信事業者は他事業者の設備と接続する等の手段によって複数事業者によるサービス提供を実現させており、当然に事業者間の契約関係が存在する。

回線非設置業者の中にはアプリケーションの提供により電気通信役務を媒介するため電気通信回線設備の存在の印象が希薄なものも存在する。例えば LINE アカウントを持つドコモ利用者がスマホの LINE のボタンを押してメッセージを配信することかができるが、このとき、どのアカウントにどのメッセージを送るのかは LINE がサービスを提供しているものの、実際にそのメッセージの信号を送出するにはドコモの電波と回線が使用されている。この場合の LINE とドコモとの間に契約関係があるのか否か公表されたものはないが、LINE 利用規約⁴³には LINE サービスの利用に必要な通信手段は「お客様の費用と責任で用意」することとされている[LINE 利用規約 6.1]ところをみるとドコモの電気通信回線設備により信号を伝送する部分には LINE は関与せずドコモとドコモ利用者の契約の中で実行されるもののようである。これに対し、LINE が媒介したメッセージを着信側の携帯やパソコンに向けて送出的ときには、着信側の大勢の利用者が契約する電気通信事業者の一つ一つに対してメッセージを送出することになるから、LINE が各事業者との間で一利用者として信号を送出するか又は特別の事業者間協定を結ぶか、何らかの契約関係があ

⁴³ 2020年3月31日現在の版を参照した<https://terms.line.me/line_terms/>。